

令和 8 年度

大岩田配水場及び神立配水場
自家発電設備点検整備工事

仕 様 書

土 浦 市 建 設 部 水 道 課

大岩田配水場及び神立配水場自家発電設備点検整備工事仕様書

(目的)

第1条 本仕様は土浦市建設部水道課 大岩田配水場及び神立配水場自家発電設備の機能維持及び円滑稼働を目的とし、分解点検及び消耗部品等の交換を実施するものである。

(工事区分)

第2条 この仕様書で定める工事は、次のとおりである。
・非常用自家発電機 の点検整備 【別紙整備内容参照】

(現場代理人及び主任技術者)

第3条 乙は、工事に従事する者の中から現場代理人及び主任技術者を選任し書面をもって甲に通知しなければならない。

(監督員)

第4条 甲は監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知し、また、監督員を変更したときも同様とする。

(監督員)

第5条 乙は、この工事の実施にあたり、甲の職員及び乙の保安要員並びに他の作業員の安全を確保しなければならない。

(遵守義務)

第6条 乙は、この工事の実施にあたり、水道法、労働基準法及び労働安全衛生法その他、関係法規を遵守しなければならない。

(事故防止)

第7条 乙は、この工事の実施にあたり、各配水場及び水圧測定所(6箇所)の運転並びに配水に支障をきたすことのないように、細心の注意をしなければならない。

2 乙は、この工事の実施中に異常事態が発生したときは速やかに、その旨を監督員に連絡し、指示に従わなければならない。

(立会検査)

第8条 乙は、主要業務の区切毎に監督員の検査を受けてから次の工事をすすめる。

2 乙は、検査のために必要な資料等を、その都度提出しなければならない。

(書類の提出)

第9条 乙は、契約後、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 施工計画書(実施工程表を含む。)
- (2) 非常時の連絡先
- (3) 点検整備後の報告書(2部)
- (4) その他、監督員の指示する書類等

大岩田配水場及び神立配水場自家発電設備点検整備工事仕様書

1. 対象機器

- (1) 大岩田配水場及び神立配水場
・自家発電設備 一式

2. 点検整備内容

- (1) 材料費 1式
(エンジン)
部品費(別紙詳細) 2台分

3. 自家発電設備の内訳

【大岩田配水場及び神立配水場】

No.	項 目	交 換 部 品
1	発電装置	カートリッジ(LOフルフロー) 4個 サーモスタット(65℃-80℃) 12個 ヒータ(CW AC200V 1kW) 2個 ノズル(155318S80264E) 12個 エレメントCMP(ネンリョウ 8ミクロン) 2個 エレメント(FOユスイブシリキ) 2個 ベルト(ファン) 6個 Vベルト(コグB54) 4個 ボルト(コネクティングロッド) 48個 ナット(コネクティングロッド) 48個 メタルCMP(クランクピン) 12個 スイッチ(オンド) 2個 スタータ(8kW) 2個 スイッチ(ユアツ) 2個 スイッチ(サーモ100ド) 2個 センサ(ジュンカツユアツリョク) 2個 ゴムツギテCMP(ユアツ) 2個 センダ(オンド) 4個 サーモメータ(LO) 2個 サーモメータ(CW) 2個 アツリョクケイ(ジュンカツユ) 2個 パッキン(タービン) 2個 フイードポンプCMP 2個 ポンプCMP(CW) 2個 雑パッキン・ゴムホース類 2式 機関潤滑油(ヤンマーハイパーロイヤルオイル)20L缶 16缶 冷却水クーラント(ヤンマーロイヤルフリーズ)18L缶 6缶